

佐川町医療救護行動計画 発災後のタイムライン

関係者 時間	地域全体の想定・起こりうること	機関別							
		佐川町役場	災害拠点病院 (土佐市民病院・仁淀病院) 救護病院(高北病院)	病院・有床診療所	無床診療所	消防署	薬剤師会	住民	医療支部
～1時間	<p>●震度5強～6弱 90秒の地震が発生、余震が続く</p> <p>●建物の崩壊、急傾斜地崩壊や漏電に伴う火災が発生</p> <p>●停電、ガスや水道（一部地域）は使用不可</p> <p>●電話は不通</p> <p>●一部道路が崖崩れ等で通行困難</p> <p>●生命・安全の確保（地震情報の収集、避難、安否確認、人命救助）</p>	<p>■佐川町地域防災計画・災害時医療救護計画に基づく活動</p> <p>1 佐川町災害対策本部の設置 本部各班の事務分掌に基づき職員配備</p> <p>2 活動内容の確認</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>4 医療救護所の開設準備</p> <p>5 医師、看護師等の招集</p> <p>6 被害状況の収集と報告</p>	<p>■病院のマニュアルに基づく活動開始</p> <p>1 消火・救出・避難 消火活動・EV閉じ込め者の救出・パニック防止・二次災害発生防止</p> <p>2 患者の状況把握 入院・外来・手術中患者の安全確保</p> <p>3 院内の状況把握 状況確認(建物、インフラ、EV、通信手段、医療設備・資材、危険物、PCシステム・サーバー) 職員安否確認</p> <p>4 診療提供能力の把握 医療ガス、医薬品、検査機器(レントゲン・CT等)</p> <p>5 ハイタルサイン安定化のための治療 救急外来の重症患者、中断できない診療や手術等の継続</p> <p>6 院内体制の構築(対応方針の決定) 対策本部要員の招集、立ち上げ、本部拠点及びDMAT活動拠点本部の設置 設営、指揮命令系統の確立 外来診療の中止、近隣病院の状況把握</p> <p>7 安全確保 危険物の撤去、危険箇所への侵入防止、駐車場制限、トリアージ場所の確保</p> <p>8 ライフライン維持・復旧 自家発電装置や通信手段の稼働・電気、医療ガス、プロパンガス等確認 食糧確保、断水確認後に井戸水への切り替え、消毒薬の確保</p>	<p>■病院等のマニュアルに基づく活動開始</p> <p>1 地震発生の院内放送 震度、火災の有無の確認</p> <p>2 患者等の被災状況の把握 入院や外来患者、職員の安否確認 避難誘導</p> <p>3 院内被災状況の把握 医療提供の状況把握(医療ガス、吸引、医薬品、レントゲン、血液検査等) インフラの被害状況 院内危険個所の表示</p> <p>4 災害対策本部の設置 院内外の情報収集 非番職員の安否確認 非番職員の非常招集 消防、町対策本部等への被災状況の発信</p> <p>5 出入口の閉鎖 勝手な侵入を防ぎ混乱防止</p>	<p>■診療所のマニュアルに基づく活動開始</p> <p>1 消火・救出</p> <p>2 安全確保 避難誘導 避難路確保</p> <p>3 院内・職員等の被害状況の把握</p>	<p>1 各部、消防団間及び関係機関との連絡調整(通信連絡班)</p> <p>2 資材の集積、配分及び被害調査(調査資材班)</p> <p>3 巡視警戒、資材の運搬、誘導(巡視警戒運送班)</p> <p>4 飲料水の供給、臨機各班応援(給水班)</p> <p>5 情報の収集、気象観測記録、連絡、当務活動(当務班)</p> <p>6 分署勤務(分署班)</p> <p>7 救急活動(救急班)</p> <p>8 救助活動(救助班)</p> <p>9 緊急消防援助隊の受け入れ調整 *注釈:各班が、併行して活動を開始する。発災直後の初動対応については、「地震災害時活動マニュアル」に基づき対応</p>	<p>【支部内のマニュアルに応じた】</p> <p>【薬局】</p> <p>1 地震の規模等を把握し、患者及び従業員の安全確保 避難誘導</p> <p>2 従業員の安否確認</p> <p>3 薬局の状況確認 建物、ライフライン、医薬品や器具等</p> <p>4 薬局の周辺の状況確認</p>	<p>1 ラジオ等から地震・津波情報の収集</p> <p>2 消火・安全確保</p> <p>3 避難所へ避難、避難所の開設準備 安否確認 負傷者等の応急手当</p>	<p>■高知県災害時医療救護計画に基づく活動</p> <p>1 活動拠点(医療支部)の立ち上げ 指揮命令の確認、安全確保 庁舎等の被害状況の確認 活動方針の決定・指示</p> <p>2 管内外の情報収集</p> <p>3 医療支部の設置の報告(医療本部、管内市町村、関係機関等)</p>

関係者 時間	地域全体の想定・起こりうること	機関別							
		佐川町役場	災害拠点病院 (土佐市民病院・仁淀病院) 救護病院(高北病院)	病院・有床診療所	無床診療所	消防署	薬剤師会	住民	医療支部
～6時間	<p>●住民の安否確認ができない地域がある。</p> <p>●病院前に負傷者や避難者等が殺到</p> <p>●負傷者等の救出と応急手当</p> <p>●医師や看護師等への協力要請(呼びかけ)</p> <p>●避難所の開設</p>	<p>7 医療救護所内の救護活動の準備・開始</p> <p>医療救護チームの受入</p> <p>医療救護チーム(近隣医師等)の受入調整と配置</p> <p>医療救護所の設置と医療支部への設置報告</p> <p>医薬品及び保健衛生資機材の確保</p> <p>要医療者の医療確保</p> <p>医療救護所の設置を住民へ周知</p> <p>8 各地区(避難所)における負傷者等の情報収集</p> <p>医療コースの整理とアセスメント</p> <p>9 避難行動要支援者の安否確認と避難支援への着手</p> <p>重点継続要医療者の把握・協力要請</p> <p>(在宅療養、酸素療法患者、人工透析患者等の情報収集と救護病院等への連絡、HOTステーション設置)</p> <p>10 医師、看護師、薬剤師、救急救命士等の確保</p> <p>11 救護病院や医療支部等の関係機関に地域の被災状況や活動状況を報告</p>	<p>9 受入体制整備</p> <p>参集職員の配置、医療救護所からの重症患者等の受入れ動線の設営、重症・中等症患者の待機スペース確保</p> <p>参集した医療救護チームの受入調整と配置</p> <p>10 外部連携体制の整備</p> <p>こうち医療ネット(EMIS)への入力、町や県医療本部(DMAT調整本部)・支部への連絡</p> <p>11 ライフライン維持・復旧</p> <p>上水設備、下水設備、ガス設備の稼働、システム稼働・システム停止時の代替手段(紙カルテ・処方箋)の構築、緊急輸送車両確認標章の申請</p> <p>12 緊急医療体制の構築</p> <p>重症・中等症患者への対応、災害対応カルテ体制の構築、医薬品処方・調剤</p> <p>13 医療基盤維持のための業務準備</p> <p>検査部門(検体受付、検体処理、検尿一般検査、血液ガス検査、心電図検査、輸血等)</p> <p>中央材料部門(滅菌準備、滅菌、物品の払い出し、在庫物品の発注)</p> <p>放射線部門(ポータブル撮影、一般撮影業務)</p> <p>医事(カルテ検索、受け入れ者名簿作成、診療活動記録)</p> <p>14 調達:在庫確認・調達手段確保</p> <p>自家発電燃料、緊急食糧・飲料水、医療機器・診療材料・血液製剤・各種医薬品・医療用ガス</p> <p>15 応援要請</p> <p>16 搬送(重症者)体制の整備</p> <p>搬送先との調整、搬送手段の確保、救急車動線の確保</p>	<p>6 ライフライン等の維持・復旧</p> <p>自家発電機、上下水道、電気、ガスの状況確認</p> <p>管理会社への状況報告ならびに復旧</p> <p>代替手段の確保(ガス式自家発電機稼働など)</p> <p>仮設トイレの設置</p> <p>通信手段の確保</p> <p>電話の確認、衛星携帯電話で外部へ連絡調整</p> <p>水や食料の分配(備蓄品)</p> <p>7 トリアージの実施</p> <p>避難者の名簿策定(病状、救護の要否等含む)</p> <p>8 災害対応カルテの作成</p> <p>9 医薬品の処方及び調剤(備蓄薬)</p> <p>10 病院機能全般の確認と発信</p> <p>こうち医療ネットへの入力</p>	<p>4 町対策本部等への被災状況の発信</p> <p>こうち医療ネットへの入力</p> <p>5 医療救護活動への協力(災害時の状況を踏まえた医師の判断による)</p> <p>自施設で診療を開始</p> <p>可能な限り、医療救護所へ参集し医療救護活動の協力支援</p>	<p>上記活動の継続</p> <p>【分署】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>2 避難場所での救出・応急手当</p> <p>3 町への連絡</p>	<p>5 地域リーダーへの報告</p> <p>薬局安否確認票の持参</p> <p>7 薬剤師の参集</p> <p>拠点薬局等</p> <p>8 県薬剤師会への支部内の状況報告及び情報交換</p>	<p>4 避難所の開設</p> <p>安否確認</p> <p>医療コースの集約と町への報告</p> <p>負傷者等の救出と応急手当</p>	<p>上記事項の継続</p> <p>4 管内の医療救護活動のまとめ及び支援策の検討</p>

関係者 時間	地域全体の想定・起こりうること	機関別							
		佐川町役場	災害拠点病院 (土佐市民病院・仁淀病院) 救護病院(高北病院)	病院・有床診療所	無床診療所	消防署	薬剤師会	住民	医療支部
～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ●食糧や水、生活必需品を確保するため店舗は混雑 ●避難所は避難者で混乱 ●家族等の安否確認情報の相談が増大 ●行方不明者の捜索 ●孤立地域の被災が不明 	12 医療救護所における救護活動の継続 重症患者や要医療者の情報収集と救護病院等への連絡 13 医療機関等施設の被災状況の把握と後方支援医療機関情報の収集、搬送手配 14 要配慮者相談窓口の開設検討 15 福祉避難所の開設準備 (72時間までを目途に、一般の避難所に避難してきた災害時要配慮者の状況に応じて開設し、住民に周知する)	17 症状安定化のための治療 18 搬送 対象者の確定、搬送手段の確保、搬送実施 19 職員勤務基盤の確保 非番者の安否確認、招集、仮眠スペースの確保、勤務ローテーションの検討、仮設シャワーや毛布の確保 20 遺体の確認 死亡確認、診断書の作成、安置、引取りの手続き、搬送 21 食事の確保 備蓄品の配布、流動食・特殊食・炊出しの対応 22 外来患者や帰宅困難者対応 避難所への誘導、避難所への移動手段の確保、備蓄品や毛布の配布	11. 症状安定化のための治療 症状が増悪した患者の治療 12 備蓄食の提供 備蓄食の提供(患者、職員) 13 応援医療救護チーム受入 搬送対象者の確定、搬送先、搬送手段 14 入院患者・急患への対応 入院患者への日常ケア、急患への治療、誘導 15 職員健康管理チェック メンタル面、疲労度のチェック 仮眠スペースの確保 16 ライフラインの維持	上記活動の継続	上記活動の継続	9 医療救護所の開設準備 必要な医薬品の持参 医薬品リスト等の作成	5 避難所の運営 健康確認 医療ニーズの集約と町への報告	上記活動の継続 5 管内の医療調整及び医薬品・物資等の調整 6 管外医療救護チーム等の受入 7 管内の医療救護活動のまとめ及び支援策の検討
～48時間	<ul style="list-style-type: none"> ●炊き出しの開始 ●慢性疾患患者や救急患者等の医療ニーズが増大 ●自衛隊やDMAT等の支援活動の開始 ●孤立地域の負傷者や要配慮者等の救出、遺体の収容 ●重油やガソリン、ドライアイス等の不足 	16 医療救護所における救護活動の継続 17 不足医薬品の要請 18 衛生資材等の確保 19 後方支援医療機関の確保 20 遺体安置・検案所の開設準備	【発災後6時間から24時間の対応を継続】 23 DMATの受入れ DAMTの応援を受け、重症患者の救命処置・後方搬送の依頼 避難所の医療救護活動への支援 24 マスコミ対応 マスコミの院内取材を禁止し、災害対策本部が対応する 25 急を要する外来診療の再開 慢性疾患患者への処方、外来透析患者の他病院紹介	17 医薬品、医療材料の在庫確認と不足分の要請 18 備蓄食品の在庫確認と不足分の要請 19 急を要する患者、慢性疾患患者の対応、継続治療 後方医療機関への搬送 20 避難者・帰宅困難者の対応	上記活動の継続	上記活動の継続	10 医療救護活動の継続 処方箋の调剂 お薬手帳に基づく调剂	上記事項の継続	上記活動の継続
～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ●医療資器材や医薬品等が不足 ●医療従事者や入院患者等の食糧飲料水が不足 ●支援物資(食糧や水、医薬品等)の受入、整理、調整等の業務が増大 	上記活動の継続 21 保健活動の準備 22 救援物資等の受け入れ 23 避難所での健康相談・保健活動 24 訪問保健活動 25 災害ボランティアセンターの開設・運営(社協)	【発災後6時間から24時間の対応を継続】 26 通常業務への体制整備 職員のローテーションの検討、建物・設備の復旧、医療材料・医薬品・食事の安定供給確保	21 継続治療 22 施設被害の復旧・修理	上記活動の継続	上記活動の継続	上記事項を継続する	上記活動の継続	上記活動の継続